

## 物価高対応子育て応援手当支給事業の概要

### 1 趣旨

令和7年11月21日に閣議決定された経済対策の趣旨に則り、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている0歳から高校生年代までの児童を養育している子育て世帯（児童手当の受給者等）に対し、臨時的な給付措置として物価高対応子育て応援手当を支給します。

### 2 予算措置

予算額 170,000千円  
 【内訳】 ・ 交付金（繰越額800千円を含む。） 166,000千円  
 ・ 時間外勤務手当 600千円  
 ・ システム修正委託料等 3,400千円

事業の実施に要する費用について、国が補助率10/10により負担します。

### 3 実施内容

- (1) 支給額 : 対象児童1人につき**2万円**
- (2) 支給対象者 : 対象児童に係る児童手当の受給者又はこれに準ずる者等
- (3) 対象児童 : ①令和7年9月分の児童手当に係る児童  
 (令和7年9月に出生した児童については10月分)  
 ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童
- (4) 対象児童数 : 8,300人(見込)平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子ども
- (5) 所得要件 : なし
- (6) 申請方法等

申請区分	プッシュ型 【申請不要】の人	申請が必要な人
支給対象者	◆亀山市から令和7年9月分の児童手当の支給を受けた人 ◆令和7年9月から12月までに生まれた新生児を養育し、亀山市児童手当の手続を行った人(公務員を除く。)	◆公務員 ◆令和8年1月以降に生まれた新生児を養育する児童手当受給者 ◆離婚等により新たに児童手当受給者となった人等
対象児童数 (割合)	7,475人(見込) (約90.0%)	825人(見込) (約10.0%) うち繰越分 40人(見込)
案内方法 支給時期 支給方法	2月中旬に事前案内を送付し、2月下旬に児童手当の振込口座へ支給予定	児童手当申請時に案内し、申請書の受付・審査後、2月下旬以降に順次指定口座へ支給予定

※公務員は、所属庁から案内や申請書が届きます。

- (7) 申請期限 : 令和8年3月31日(火)

※やむを得ない事情により申請期限までに提出できない場合は、この限りでない。

### 4 周知方法

市広報紙、市ホームページ、市公式LINE等に掲載するとともに、窓口においてもチラシ等を設置します。